

平成 2 1 年度 実施事業	<b>事務事業名</b> 生活習慣病予防対策事業
-------------------	--------------------------

区分	番号	名 称
章	1	やさしさと共生するまち
節	2	市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる
施策	1	市民の主体的な健康づくり意識の確立
小分類	1	健康づくり運動の推進
主要な施策	1	健康づくりを目指した生活習慣の改善
事務事業番号	004	事務事業コード 12111004 事業開始年度 平成 2 1 年度 事業終了年度 平成 2 1 年度

会計種別	国民健康保険特別会計	予算書上の事務事業名	生活習慣病予防対策事業に要する経費
------	------------	------------	-------------------

部 名	保健福祉部	グループ名	国保・医療給付 G
-----	-------	-------	-----------

統合前または名称変更前の事業名	
-----------------	--

**事務事業の目的と成果**

対象	<p>(何を対象にまたは誰を対象にした事務事業なのかを具体的に記載ください)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40～74歳までの登別市国民健康保険加入者を対象に実施する特定健康診査を、平成20年度に未受診だった方に対し、アンケート調査・分析・受診勧奨を行う。(7,500人対象)</li> <li>・4月2日以降の途中加入者(40歳以上)に対し、特定健康診査の健診料金を全額助成する。</li> </ul>
手段 (事業の内容・活動)	<p>(目指す姿を実現するためにどのような手法で行うのか、事業の内容を具体的に記載ください)</p> <p>平成20年度の特定健康診査未受診者に対し、アンケート調査や分析、受診勧奨等を行う生活習慣病予防対策事業として、平成21年度の国庫補助を受けている。</p>
目指す姿 (成果)	<p>(事務事業を実施することでどのような状態にしたいのか具体的に記載ください)</p> <p>特定健康診査の受診率を向上させることで、なるべく要治療とならない要注意の段階で生活習慣の見直しができるようにしていき、国保の安定化を図っていくことを目指す。</p>
根拠法令等	<p>(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載ください)</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)</p>

**指標の推移**

区 分		単位	区分	21年度 実績	22年度 目標	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標
成果 指標	平成21年度特定健診受診率を、特定健診等実施計画の目標値である30%に近づける。	%	目標値	30				
			実績値	26				
			目標値					
			実績値					

事業費の推移

区分		単位	21年度 決算	22年度 当初予算	23年度 見込	24年度 見込	25年度 見込	23～25年度 合計
事業の 財源内訳	国庫支出金 名称 生活習慣病予防対策支援事業補助金	千円	4,898					0
	道支出金 名称	千円						0
	地方債 名称	千円						0
	その他 名称	千円						0
	一般財源 名称	千円						0
合計			4,898	0	0	0	0	0
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費		職員	千円	264	0			
		嘱託員	千円	0	0			
		臨時職員	千円	11	0			
		合計		275	0			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後もしもが事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？ 特定健診未受診者に対し、ハガキや電話等で受診勧奨することで受診につながっており、今後もしもが実施していくことは妥当である。
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？ 平成20年度の特典健診受診率は20.4%であったが、21年度は未受診対策や途中加入者に働きかけることで、約27%(予測値)まで上昇している。 また、受診勧奨した方から、生活習慣病やがんが発見され、保健指導を実施している。
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのように向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？ 21年度の未受診対策を22年度以降も継続していくことで、受診率をある程度までは向上させていくことができると予測している。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト(予算や人工、所要時間)を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？ 21年度は「生活習慣病予防対策事業」として国庫補助を受けて、外部委託して未受診対策を実施したが、22年度以降は、21年度に作成したアクションプランに基づき実施していくことで、経費を削減させていく。

担当グループによる評価

終了	左記の評価を選択した具体的な理由(根拠)	22年度以降は外部委託はせずに、特定健診事業の一環として未受診対策を継続していく、生活習慣病予防対策事業の事務事業としては終了としていく。 また、途中加入者の特定健診については、22年度より国庫補助の対象となっている。
----	----------------------	--

総合的な評価(当該事務事業の方向性)

終了	備考
----	----

評価の種類

- 拡大(事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力的に推進する事務事業)
- 維持(現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業)
- 改善(現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業)
- 休止(暫定的に休止する事務事業)
- 終了(当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業)
- 廃止(当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業)